

相 談 窓 口

市民相談

専門相談(予約制・祝日・年末年始を除く)

- ・法律相談(弁護士) 月曜日 9:00~12:00 / 13:00~16:00
火曜日 9:00~12:00
水曜日 13:00~16:00
第2金曜日 13:00~16:00
- ・女性法律相談(女性弁護士) ……第1・第3火曜日 13:00~16:00
- ・ファミリー相談(家事問題カウンセラー) ……第2・第4火曜日 13:30~16:00
- ・公正証書・遺言相談(公証人) ……第1・第3水曜日 13:30~16:00
- ・登記相談(司法書士) ……第2・第3水曜日 13:30~16:00
- ・税務相談(税理士) ……第1・第3金曜日 13:30~16:00
- ・労務年金相談(社会保険労務士) ……第2・第4火曜日 13:30~16:00
- ・不動産相談(宅地建物取引士) ……第2・第4水曜日 13:30~16:00
- ・不動産相談(不動産鑑定士) ……第3金曜日 9:30~12:00
- ・中高層建築物等相談(弁護士) ……木曜日 9:00~12:00
- ・交通事故相談(弁護士) ……木曜日 9:00~12:00
- ・許可申請書等作成相談(行政書士) ……第1・第3水曜日 13:30~16:00
- ・外国人諸手続き相談(行政書士) ……第1・第3水曜日 13:30~16:00
- ・多重債務相談(弁護士) ……第3金曜日 13:00~16:00
- ・土地の測量・境界相談(土地家屋調査士) ……第4木曜日 9:30~12:00

※各種相談は都合により曜日が変更になる場合があります。
申問市民相談室 ☎048-259-9037・9038
消費生活相談(消費生活相談員)
 開庁日の9:30~12:00 / 13:00~16:00
場消費生活センター(本庁舎1階) ☎048-258-1241
 (土・日曜、祝日の10:00~12:00 / 13:00~16:00は国民生活センター
 消費者ホットライン ☎188 いやや)

特設相談

人権相談(人権擁護委員)

12/13(水)10:00~15:00 本庁舎1階市民相談コーナー

行政相談(行政相談委員)

12/6(水)13:00~15:30 本庁舎1階市民相談コーナー
 12/20(水)9:30~11:30 鳩ヶ谷庁舎
 1/10(水)13:00~15:30 本庁舎1階市民相談コーナー

法律相談(弁護士)

12/21(水)9:00~12:00 新郷支所(予約制)
申問市民相談室 ☎048-259-9037・9038

子ども家庭・教育相談

家庭児童相談室(子育て相談課内) 子育てに関する悩み全般

☎月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30~17:15
 (家庭児童相談員による相談は9:30~16:30)
 ☎048-259-9005・048-257-3330

発達相談窓口(子育て相談課内) 発達が気になる、遅いなど

☎月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30~17:15
 ☎048-259-9048

子ども家庭相談室 育児相談・子どものしつけなど

☎土曜日(祝日・年末年始を除く) 9:30~16:30
場南平子ども家庭相談室(南平児童センター内) ☎048-225-6848
 芝子子ども家庭相談室(芝児童センター内) ☎048-268-7675
 戸塚子ども家庭相談室(戸塚児童センター内) ☎048-294-7300

児童虐待の相談

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたり、ご自身が出産や子育てに悩んだときは相談してください。

・家庭児童相談室(子育て相談課内)

☎048-259-9005・048-257-3330
 ☎月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30~17:15
 (上記の日時以外で緊急のときは市役所代表 ☎048-258-1110)

・児童相談所全国共通ダイヤル ☎189(いちばやく)

(児童相談所開所時間以外は、留守番電話になります。)

・埼玉県休日夜間児童虐待通報ダイヤル ☎048-779-1154

☎月~金曜日 18:15~8:30 土・日曜、祝日は24時間対応

子ども教育相談

学習や友人関係の悩みや不登校、いじめなど教育全般にかかわる相談
 10:00~12:00(祝日、休館日を除く)

場

月曜日…戸塚支所会議室
 火曜日…鳩ヶ谷庁舎101会議室
 水曜日…芝支所面談室・新郷支所小会議室
 木曜日…南平文化会館練習室3号

※12/20(火)鳩ヶ谷庁舎の相談はお休みとなります。

問教育研究所芝園分室 ☎048-267-8208 担当…教育相談員

いじめ相談テレフォン

いじめで悩む児童・生徒・保護者の相談

☎月~金曜日(祝日を除く) 9:00~17:00

☎FAX048-264-1510 担当…指導課

いじめ相談メール

いじめで悩む市立小・中・高の児童・生徒・その保護者の相談

✉ijimesoudan@city.kawaguchi.lg.jp

メールには①氏名②住所③児童生徒の在籍校名と学年を記載ください。

担当…指導課

高齢者相談

認知症高齢者相談

☎月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00~17:00
 ☎048-258-1476 担当…川口市認知症高齢者相談所

健康生きがいづくりアドバイザーによる生きがい相談

高齢者の健康や、生きがいづくりの相談

対60歳以上の市民のかた

場市内9カ所のたたら荘、鳩ヶ谷福祉センター(は〜とふる鳩ヶ谷)

料無料(ただし、施設の利用料100円が必要)

回月2回程度(施設により異なりますのでお問い合わせください)

問長寿支援課 ☎048-259-7651

中小企業相談

川口市中小企業融資相談

低利(年0.8~1.5%)で長期返済可能な市の制度融資に関する相談

場問経済総務課 ☎048-258-1647

中小企業経営診断(予約制)

中小企業診断士が事業所で経営の相談をお受けします。

申問産業振興課 ☎048-259-9019

創業相談

☎月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 8:30~17:15

場問産業振興課 ☎048-259-9019

川口商工会議所 ☎048-228-2220

鳩ヶ谷商工会 ☎048-281-5555

埼玉県よろず支援拠点in川口(予約制)

経営上のあらゆる問題に対する相談を行う出張相談窓口

場12/8(木)・12/22(水)9:00~17:00

場川口若者ゆめワーク1階セミナールーム(川口3-2-2)

申問埼玉県よろず支援拠点事務局 ☎0120-973-248

発明・商標無料相談会(予約制)

特許・実用新案・意匠・商標の出願方法など、知的財産に関する相談

場1/13(金)10:00~12:00 / 13:00~16:00 *相談は1件1時間程度

場リリア11階 小会議室2号

相談員…弁理士 細井 貞行 氏(英知国際特許事務所)

申問川口産業振興公社(SKIPシティ7階) ☎048-263-1110

海外取引無料相談

対市内中小企業や個人事業のかた

場12/14(水)9:00~12:00

場問川口産業振興公社(SKIPシティ7階) ☎048-263-1110

起業個別相談会(中小企業診断士)(予約制・無料)

場12/16(金)9:00~12:00 1人につき最大90分間

場本庁舎1階市民相談コーナー **申問**産業振興課 ☎048-259-9019

そのほかの相談

ボランティアに関する相談

☎火~金曜日 9:30~18:30 土曜日 9:30~17:30

日曜日 9:30~17:00

場問かわぐち市民パートナーステーション内(休所日:月曜日・祝日)

かわぐちボランティアセンター ☎048-227-7640

外国人生活相談(日本語、中国語、英語、韓国語、タガログ語)

市の情報提供、簡易な生活相談、日本語教室の案内

場中国語・英語…火~土曜日、韓国語…水曜日、タガログ語…土曜日

10:00~12:00 / 13:00~17:00(祝日を除く)

*相談員不在時は受け付けできません。

場かわぐち市民パートナーステーション **問**協働推進課 ☎048-227-7607

無料建築相談(予約制)

場12/8(木) 14:00~16:00 鳩ヶ谷庁舎1階ロビー

12/22(木) 14:00~16:00 西公民館会議室2号

*1回の相談は50分程度

申問住宅政策課 ☎048-242-6326

マンション管理相談(マンション管理士)(予約制・無料)

分譲マンションの管理費や修繕積立金など、運営全般に関する相談

場12/14(水)13:00~16:00

対市内マンション管理組合など *1回の相談は50分程度

場問住宅政策課(鳩ヶ谷庁舎4階) ☎048-242-6326

女性のための悩みごと電話相談(女性カウンセラー)DV・セクハラなど

場第2・第4水曜日(祝日の場合は翌日) 13:00~15:00

フリーダイヤル ☎0120-532-317 担当…協働推進課

女性のための相談窓口(予約制・無料)

場火曜日・金曜日(祝日・年末年始を除く) 10:00~17:00

☎048-227-7605 担当…協働推進課

司法書士による夜間無料法律相談(予約制)

相続・遺言・敷金返還・損害賠償・多重債務など

場12/7(水)・12/21(水)18:00~20:30

(原則第1・第3水曜日、相談者1組30分程度、10組まで)

場かわぐち市民パートナーステーション

申予約専用 ☎080-6743-0100(埼玉司法書士会川口支部)



不要品
登録

品物は無償でお譲りいただけるものに限りです。
登録期間は約3カ月です。

家庭内にある不用品を電話で市へ登録し、それを希望者に紹介します。掲載品は差し上げることがあります。品物は当事者間での引き渡しとなります。(自転車、衣類、ベビーカーなど、一部取り扱えない品物もあります。11月7日時点での登録状況です。)

問経済総務課 ☎048-259-9025

ゆずってください

和だんす、ぶら下がり健康器具、風炉先、農具、テレビ、ラジカセ、加湿器、コタツ、電動ミシン、プリンター用インク、プリンター、ラベルライター

さしあげます

バウンサー、ひな人形、たんす、6人掛テーブル、折りたたみ机と椅子セット、ソファ、本棚、食器戸棚、風呂、日曜大工道具、ロールスクリーン、手芸用ビーズ、スノーシュー、サーキュレーター、オイルパネルヒーター